

2020年6月25日

陸上競技活動再開のガイダンス

競技会開催について（第1版改訂）

※赤字・下線部は改訂版で追加・修正した部分になります。

※第1版との対照表は別紙記載

設定の意義・目的

新型コロナウイルス(COVID-19)の蔓延により世界の人々から自由な日常生活が奪われ、人々との接触を減らす自粛生活が強いられた。社会生活においても学校の休校措置や店舗の営業自粛が強いられ、陸上競技を始めとするスポーツ界も競技会はおろかトレーニングさえもままならず、様々なイベントが中止・延期を余儀なくされた。

日本における感染爆発の第1波は人々の我慢と協力の甲斐あって、ようやく終息に向かいつつあるが、予想される感染爆発の第2波、第3波に備えておく必要がある。また未解明な部分の多いウイルスであることや特効薬、ワクチンも開発されていないことから、様々な社会生活の再開にあたっては、新型コロナウイルスを意識した「新しい生活様式」が厚生労働省から発表され励行が呼びかけられている。

新型コロナウイルスによる肺炎の大きな脅威が続く中、トレーニングや競技会再開への道を探れないものか。現場もスタッフも、苦しい中に光明を見いだしたいと何度も議論を交わしてきた。身の安全を最大の前提としてなお、ジュニアアスリートの能力向上の芽を育むにはどうすれば良いのか。好調を維持してきたシニア選手の力量を落とさないために何ができるのか。重い扉に手をかけようとする際には、ウイルス感染の要因を断ち、感染リスクをできる限り軽減させた方策をとるより他はない。慎重な一步を踏み出すために今、私たちは顔を上げようとしている。

スポーツ庁、日本スポーツ協会もスポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインを定めている。それらを踏まえて、日本陸上競技連盟としても競技特性を踏まえて競技会を再開するにあたってのリスク軽減のガイダンスを定めた。各加盟団体、協力団体におかれましては、本ガイダンスの趣旨を理解し、感染防止に最大限の注意を払って、できる限り感染リスクを軽減させた競技会の運営が欠かせない。

本ガイダンスは新型コロナウイルスの科学的知見の更新や国内の感染状況の変化により逐次見直すことがある。確認を怠らないこと。

競技会主催者は別紙：「④競技会開催の基本情報と前提条件の確認（提出用チェックリスト）」の必要事項に記入・チェックを入れ、大会開催2週間前までに加盟都道府県陸協または日本実業団連合・地区学生陸上競技連盟に提出すること。



感染リスクを軽減させた競技会の運営について（チェックリスト）

大会主催者は競技会開催の基本情報と前提条件を満たしたうえで、開催の準備に取り掛かる。

感染リスクを軽減させた競技会運営をするため、以下の配慮事項にチェックを入れながら準備を進めること

【競技会開催の前提条件】

1.緊急事態宣言の解除

- ①移動制限の解除
- ②不要不急の外出自粛の解除
- ③店舗営業自粛の解除
- ④学校において部活動が認められている（※高校生以下の競技会の場合）

2.競技会開催を管轄する自治体からイベントの開催が認められている

3.大会開催都市もしくは地域において、新型コロナウィルス感染症に関する診療体制が整っている

緊急時の後方支援病院がある

4.競技会に関わる全ての人（審判員・競技者・コーチなど）の健康状態の管理体制を整える

（開催 1 週間前の体調管理および検温の報告義務、および終了後 2 週間の体調管理・検温の義務）

5.陸上競技活動再開についてのガイドンス「競技会開催について」に沿った競技会運営をする

I 競技会開催にあたっての基本注意事項

1. 3 密を回避（下記の 3 点が生じる場所を徹底的に解消する）

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・密集場所（多くの人が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

※上記が想定される場所で「3 密」の状態を排除する設定をす

2. 感染症対策

- ・こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。
 - ・マスクを着用し、咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。
- ※マスクの着用については、状況によって判断する。マスクを着用して運動を行った場合、体温を下げにくくなり熱中症を引き起こす恐れもあるため、息苦しさを感じた場合はマスクを外して、水分補給や休憩をとるなど無理をしない。

3. 主催者としてすべきこと

- ・競技会開催地および医療機関の協力を得る。
- ・3 密を解消する工夫を徹底する。

- ・多くの人が頻繁に触れる箇所を清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。
消毒に有効な薬剤の例：アルコール70%程度のもの、もしくは次亜塩素酸ナトリウム 0.05%溶液
- ・競技会に関わるすべての人に競技会開催地の新型コロナウイルス感染症に関する状況を伝える。
- ・競技会での感染予防対策、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順などを定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成する

4. 競技会に関わる全ての人（競技者・チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディアなど）がすべきこと
 - ・3密を避けて行動することを徹底する。
 - ・体調管理を徹底する。
 - ・競技会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、診療所（かかりつけ医）等に相談後、必ず大会主催者に報告する。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ等を積極的に活用する。

II 競技会開催にあたっての配慮事項

※必要に応じて大会要項・競技注意事項に記載する。

1. 感染防止対策を講じること
 - (1) 3密を回避（密閉・密集・密接）する
 - ・ソーシャルディスタンス※確保の工夫（部屋のレイアウト変更など）
※人ととの身体的距離のこと、できるだけ2m最低1mを目安に間隔を空ける
 - ・室内換気の確保
 - ・集合時間をずらした行動など
 - (①) 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策
陸上競技場諸室／屋内練習場／更衣室内の室内換気を徹底する。
 - (②) 密集場所（多くの人が密集している）の対策
陸上競技場諸室／招集所／雨天時室内練習所／スタート待機所／フィールド待機所において、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。
 - (③) 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策
陸上競技場諸室／チームベンチ／スタート待機所／フィールド待機所において、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。また物の受け渡しは極力避け、避けられない場合は、手洗い・手指の消毒をする。
- (2) 競技者に対し実施すること。
 - (①) 競技者に対し競技会1週間前からの体調管理および検温を義務付け、指定の体調管理チェック表に記入し提出させる。
 - (②) 受付時に体調管理チェック表を受け取る。
(※チーム・学校の場合は代表者がまとめて提出してもよい)
主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書面の保管期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておく。
保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。
主催者は提出していない競技者を出場不可とすることができます。

- ③ 不確かな競技者がいた場合は、その場で検温を実施し、状況により参加を許可しない。
不確かな競技者の事例：一見して体調が悪そうに見える、顔がほてっている、咳、鼻水の症状（風邪の症状）が見られる。
- ④ 運動時を除きマスクの着用を義務とし、主催者はマスクをしていない人に対し注意を促す。
- ⑤ 手洗い・手指の消毒・洗顔の徹底を呼び掛ける。

- (3) 室内清掃・消毒の準備を整える。
- (4) ソーシャルディスタンスを確保するため、医務室の広さを十分に確保し、医師/保健師/看護師のいずれかを医務室に常駐させる（看護師資格を所持しない養護教諭は該当しない）。
医務室が常設でない競技場についてはテントなど仮設の医務室（救護所）を設置する。プライバシーが守れるように注意する。
- (5) 個人防護具を準備する。（フェイスシールド、ゴーグル、手袋、マスク、白衣など）
- (6) 発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する）
- (7) 競技役員と競技者の動線をできる限り分ける。

2. 対象者毎の配慮事項

- (1) 共通事項（主催者は競技会に関わる全ての人に以下の内容を伝える）
 - ① 大会1週間前から体調管理チェック表を記入し、大会当日、主催者に提出する。
※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（当日に書面で確認を行う）。
 - ・ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ※提出前に、提出するデータをコピーまたは写真に撮り、自身でも保管すること。
 - ② マスク着用、手洗い・洗顔を徹底する。
 - ③ 3密回避行動を心掛ける。
 - ④ 競技会の規模、目的に応じて参加資格に制限をかける。
 - ・年齢、参加資格記録等でレース数、組数の調整をする。
 - ・参加者数に応じた競技役員を委嘱する。（年齢考慮）
 - ※地域の状況により、応援者・観戦者を入れることや、都道府県域を越えての参加の是非は主催者がその都度、慎重に検討し判断する。
- (2) 競技者（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする）
 - ① 競技者の体調管理チェック表をチームの代表者が取りまとめて主催者に報告・提出する。
 - ② ウォーミングアップは個別に行う。
 - ③ 競技用具使用後は手洗い・手指の消毒をする。
 - ④ 更衣室の滞在は短時間にする。（シャワールームの使用を原則禁止とする）
 - ⑤ 運動中につばや痰を吐くことは極力行わない。
 - ⑥ 体液の付着したゴミは自己責任で処理する。（基本的に持ち帰り）
- (3) 主催者/競技役員（以下を伝え、必要に応じ委嘱状・マニュアル等に記載する）
 - ① 主催者は文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。
 - ② 主催者は新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい65歳以上の競技役員には、原則として、委嘱し

- ないことが望ましい。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等）を持っている者には、競技役員委嘱の連絡の際に辞退するよう促す。
 - ④ 競技者と接触を減らす工夫をする。
 - ⑤ 3密の回避行動、マスクの着用、眼への飛沫感染を防ぐための眼鏡またはサングラス（UVカットグラス）、使い捨ての手袋を緊急時にすぐ着けられるように携帯する。
 - ⑥ 用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指の消毒・洗顔を欠かさない。

- (4) チーム関係者・応援者・観客（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする）
- ① 観客を入れない、または観客を限定的に入れても十分な広さがある場合において、3密を防ぐため競技場客席（スタンドなど）をチーム関係者など待機スペースとして有効的に使用する。
 - ② 声を出しての応援、集団での応援を行わない。
 - ③ 競技者に付き添う場合の競技者との接触、ソーシャルディスタンスを確保し、会話に注意する。
 - ④ 混雑を回避するため、競技者に付き添う者のウォームアップ場への立ち入りを最小限にする。

3. 競技種目毎の配慮事項

- (1) 競技運営・種目共通の配慮事項
- ① 3密を回避できる1日の競技会の参加人数を設定する。
参加人数制限やレース間隔は行う競技会の特性によるため、実施する競技種目により、運営内容について検討が必要である。一方で、感染防止策が取れる範囲で、実施する競技種目を決定するという方法もある。どちらを選ぶかは主催者の判断とする。
 - ② スタート待機及び招集時間を分割し密集を防ぐタイムテーブルを設定する。
 - ③ 競技開始前（招集～スタート地点での待機）
3密の回避として、招集時刻を分散化（細分化）し、招集所は競技者同士の距離はソーシャルディスタンスを確保し、手続きの簡略化（滞在時間の短縮）を行う。
 - ④ 滞在時間の短縮のため競技者紹介は簡略化する。
 - ⑤ 競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケア：防護体制（マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋など）を整えたスタッフで対応する。ゴーグル（サングラス）はその都度、アルコール消毒をする。
 - ⑥ レース後：手洗いへ直行する動線を確保し、手洗い・洗顔（ペーパータオルなどを用意することが望ましい）を徹底するように促す。
 - ⑦ 中長距離レースについては、他の種目と同様、上記③～⑥を徹底し、2段階スタートで実施するなどスタート地点での密を防ぐ工夫をし、レースをすることが望ましい。
 - ⑧ 記録発表の工夫：掲示板の前に人だかりができるないように掲示場所の分散化やWebを活用した発表をする。
 - ⑨ ミックスゾーンは原則、設置しないが、3密を回避した形であれば設置可能とする。
 - ⑩ 表彰の工夫：単に中止するというだけでなく、表彰を実施する場合は、報道関係者や観客等が表彰会場に集まり密集状態にならないように、別会場で表彰を行いその様子を大型映像やオンライン配信等の工夫を行うことが望ましい。
 - ⑪ 開会式・閉会式・表彰式は原則、実施しないが、3密を回避した方法であれば実施可能とする。
 - ⑫ 会場アナウンスでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスする。

□ (2) トラック種目の配慮事項

- ① 2～3組ずつスタート地点に誘導し、待機場所にゆとりを持たせる。(ソーシャルディスタンスの確保)
 - ② 1レーン置きに競技者を配置するのではなく、すべてのレーンに配置してもよいが、スタート位置やフィニッシュ後に留まることを短時間とする。
 - ③ 競技者はレース中のマスク着用は義務づける必要はない。招集中・移動中・待機中はマスクを着用するように呼び掛ける。マスク着用による熱中症に気をつける。
 - ④ 給水の競技役員・補助員は競技開始前に手指を消毒し、マスク、手袋、フェイスシールド等を着用する。
 - ⑤ 給水所にスポンジは使用しない。
 - ⑥ 混成競技者控室を設ける場合は、競技者はマスクを着用し、競技者同士のソーシャルディスタンスを確保の上、換気を徹底する。
- ソーシャルディスタンスを確保できない場合はパーテーションなどで区切る。

□ (3) フィールド種目の配慮事項

- ① 待機場所における競技者同士のソーシャルディスタンスを確保し、競技役員は注意を促す。
- ② 投てき器具やすべり止めの共用禁止にする必要はない。終了後の手洗い・洗顔の徹底を呼び掛ける。また、試技の前後に手指の消毒を実施し、競技中に不用意に手で顔を触らぬよう注意をすることに対応する。跳躍種目における着地マットや砂場も同様である。
- ③ 滑り止め（炭酸マグネシウム）利用については、共有しない方法で実施する。競技者が容器に手を入れて着ける形ではなく競技役員や補助員から適量を受け取る方法や小分けして競技者に渡す方法、また競技者の持ち込みも可とするなど。
- ④ 助走練習、投てき練習時に並ぶ時はソーシャルディスタンスを確保するか、あるいは競技役員が1人ずつ順番に呼び出す。
- ⑤ 競技者同士の会話は極力避け、待機中はマスクを着用するよう呼びかける。
- ⑥ 競技役員・補助役員の手旗、パソコン、計測器などの共用は極力避けるが、共用する場合には、使用後、手洗い、手指の消毒、機器の消毒を行う。
- ⑦ コーチがコーチ席から競技者に向かって話す際は、マスク着用の上、ソーシャルディスタンスを確保し、話すように呼び掛ける。

4. 施設における配慮事項

□ (1) 施設入場時の配慮事項

- ① 競技役員及び競技者受付所など、対面して受付を行う場所にシールド（透明なシートなど）を設置、またはフェイスシールドを準備し対応する。
- ② 受付やゲートにて不確かな者に検温を実施する。
- ③ 入退場口での手指の消毒液を準備する
- ④ ソーシャルディスタンス確保の呼びかけ。（整列に必要なマークの設置）

□ (2) 施設利用上の配慮事項

- ① 常時換気の実施（窓開け・戸開けの実施）※換気できない場所は利用しない。
- ② 諸室・招集所などの座席配置を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ③ 拡声器・通信機器を利用する。
- ④ 直接の接触回避を工夫する。
- ⑤ 多くの者が接触する可能性がある箇所の清掃（消毒）頻度を増やす。
(施設所有者・管理者に確認すること)
- ⑥ 雨天時の待避場所の確保・終了後、施設・設備・用器具の清掃・消毒を行う。
- ⑦ トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を清潔に保つ。（便座の蓋をしてから流す）
- ⑧ 「3密」の状態が発生しやすくなるため、喫煙所を設置しない。
- ⑨ ゴミ箱を撤去し、ゴミは各自持ち帰るように事前に周知し、かつアナウンスをする。

- ※諸室におけるごみを回収担当者は、マスク、手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、手洗い・手指の消毒をする。
- ⑩ シャワールームの使用を原則禁止とする。必要な場合、地域および施設の指示に従い3密を防ぎ清掃・消毒を徹底した上で使用する。
- ⑪ 更衣室を使用する場合は、換気の徹底と一度に入室する人数を制限して密を防ぐ。
- ⑫ 発熱者が出た場合の、隔離用の部屋を確保する。(適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションで仕切ったコーナーを用意する)

□ (3) ウォーミングアップ会場の配慮事項

- ① ソーシャルディスタンスの確保を工夫する。
- ② トレーナーステーションを設置しない。
- ③ ウォーミングアップ会場の観戦を禁止する。

5. メディア・取材への配慮事項

□ (1) 主催者の対応事項

- ①大会主催者は報道各社向けの大会取材要項を作成し、メディアの履行義務事項（開催1週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後2週間の体調管理・検温を行う旨を必ず記載）などを記載し、取材の事前申請を受け付ける。事前申請のない競技会では、大会HPやプレスリリースを通じて周知する。また、当日の受付でも「しおり」などをもとに確認・徹底する。
※多くのメディアが来る可能性がある大会については本連盟に相談する。

□ (2) 取材人数について

- ① 会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限する。できる限り人数を少なくするよう要請する。
- (例) 1社1名（取材・撮影兼務）or 取材／撮影 各1名 など

□ (3) 取材方法について

- ① ADカードまたはビブスを用意して報道取材者を管理する。
- ② 報道受付では事前に用意した体調管理チェック表を受け付ける。
- ③ ミックスゾーンは原則、設置しないが、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、3密を防ぐ。
- ④ 囲み取材・インタビュー：競技者同意のもとのソーシャルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施する。マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討する。

□ (4) 取材・撮影エリア

- ① 撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切る。
- または、設定できる撮影エリア内のソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかける。

□ (5) 報道取材者の協力事項

- ① 取材時はマスクを着用する。
- ② 開催1週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後2週間の体調管理・検温を行う。
- ③ 会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。
- ④ 取材人数・取材方法・取材エリアを遵守する。

6. 競技会終了後の対応事項（以下の体制を整え競技会開催に臨む）

- (1) 施設所有者・管理者への確認事項
 - ① 競技終了後のすべての箇所（机、いす、ドアノブ、パソコン、トイレなど）を消毒する。
 - ② 競技終了後のすべての競技用機材（スタートティングブロック・投てき物・バトンなど）を消毒する。
- (2) 参加者への周知事項と主催者の対応事項
 - ① 参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
 - ② 参加者は症状が4日以上続く場合は必ず最寄りの開催自治体の衛生部局に報告し、大会主催者に報告する。
 - ③ 主催者は競技会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。
 - ④ 感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。
 - ⑤ 主催者は日本陸上競技連盟(電話番号:**050-1746-6100**)に報告する。

7. 陸上競技観戦の観客に対する対応事項および感染予防策

開催地の自治体の指示に従い、予防策をした上で観客の有無を慎重に判断する。

- (1) 発熱、咳、倦怠感、咽頭痛などが見られる場合は観戦できない。
- (2) 入場時の濃厚接触を減らすための工夫をする。（待機列、入場列ゾーニング等）
- (3) 開場時間を繰り上げるなど、余裕を持った入場を設定する。
- (4) サーモメーター等を利用した競技場入場時の体温チェックをする。
- (5) 入場時の手指の消毒とマスク着用を徹底する。
- (6) 観戦時の濃厚接触を減らす工夫をする。
 - ・入場者数の制限（開催地の指針と会場規模にあわせて設定する）
 - ・他観戦者との十分な距離を空けての観戦（観戦可能座席の工夫）かつ移動を制限する。
 - ・飛沫感染予防のため、応援歌、声援をしないよう呼びかける。
- (7) 競技者との交流（サイン色紙の要求、ハイタッチ等）は原則実施しない。
- (8) 競技場内での飲食物の販売を抑制する。
- (9) 退場時の混雑を緩和させる。（券種、座席場所に基づいた規制退場など）

8. 観客から感染者が出た場合に備えること

- (1) 観客に感染者が出た場合に備えて周囲に座っていた方を特定できるような工夫をする。

【座席指定席の場合】

- ・入場者が何時にどの席に座っていたか主催者側が把握できるような管理体制を構築する。

【自由席の場合】

- ・観戦者が何時にどの座席・エリアに座ったのか申告してもらう。（座席番号等および連絡先の集計）

9. 大会主催者の免責事項

(1) 大会主催者の責任の範囲を明確にする

- ・大会主催者は競技会に関わる全ての人に対して加入する保険の補償内容を明示する。
- ・大会主催者は競技会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任を負わない。

10. 個人情報取得の同意

(1) 個人情報の取得目的に明記

- ・競技運営目的以外に感染症予防対策目的として個人情報を取得する旨の同意を取得する。

(2) 個人情報の第3者提供

- ・大会主催者が保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することへの同意を取得する。

(3) 個人情報の保管期間

- ・取得した個人情報は大会終了後少なくとも1月以上とする。
- ・保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。